



目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立（3件）	（漁業管理課） 〈6・23掲示〉 1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（3件）	（ 〃 ） 〈 〃 〉 1
○土地収用法に基づく事業の認定	（用地対策課） 1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	（県民生活・男女共同参画課） 〈6・12掲示〉 3
○土地改良区の定款変更の認可	（農業基盤課） 3
○砂利採取業務主任者試験の実施	（用地対策課） 3
○都市計画事業の施行	（都市計画課） 3
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	4

告 示

高知県告示第391号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年6月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

下ノ加江加入区

高知県告示第392号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年6月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

野見加入区

高知県告示第393号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年6月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

一切加入区

高知県告示第394号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年6月高知県告示第395号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

下ノ加江加入区

高知県告示第395号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年6月高知県告示第396号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

野見加入区

高知県告示第396号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年6月高知県告示第397号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月23日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

一切加入区

高知県告示第397号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成26年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 起業者の名称
香南市
- 2 事業の種類
吉川町清水八反津波避難タワー整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分
香南市吉川町吉原字東近藤地内
(2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
平成26年4月25日に香南市から申請があった吉川町清水八反津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定に基づき、香南市が地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である香南市は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、平成25年3月に「香南市津波避難計画」を策定し、本件事業の起業地が存する同市吉川町全域を避難対象地区として指定しており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業の施行により得られる公共の利益について香南市は、平成18年3月に、旧赤岡町、旧香我美町、旧野市町、旧夜須町及び旧吉川村が合併して誕生した市である。
高知市から約20キロメートル東に位置し、東西約20キロメートル、南北約15キロメートルの広さで、面積は126.51平方キロメートル、平成25年12月末現在の人口は34,294人である。

香南市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部及び肥よくな平野部が東西に広がり、平成14年7月の土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開業、更に高知市と安芸市とを結ぶ高知東部自動車道の開通など、広域交通網が整備され、将来的にも人口の増加が期待できる地域である。

本件事業において整備する津波避難タワーは、香南市役所吉川庁舎の西に位置し、南は県道春野赤岡から、北は同市野市町との町境まで南北に広がる清水（西）地区及び八反（東）地区の全域並びに県営住宅吉川西団地を含む浜口上地区の一部における津波避難困難者を対象とした津波避難場所として活用するものである。

本件事業の起業地は、対象区域の南部の八反地区に存し、県道春野赤岡から北へ100メートルほどの場所に位置する、海拔約3.9メートルの雑種地である。

対象となる避難区域は、県道春野赤岡及び本件事業の起業地の東に隣接する市道吉川201号線を幹線道路として民家及び事業所が形成されており、平成24年12月末の行政区人口は、188人となっている。

本県において甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、今後30年以内に60ないし70パーセントの確率で発生すると予想されているが、平成24年8月29日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」によると、香南市吉川町においては、全域が津波浸水域内となり、また、最高津波浸水深は、地上7.9メートルと想定されることから、津波により家屋等が流失し、甚大な被害がもたらされる危険性が高いと予想されている。

これを受けて、香南市では、「第1次香南市振興計画後期基本計画」に基づき、津波避難対策の施策として高台の整備を進めており、津波避難タワーについては、平成24年6月から平成25年1月にかけて、津波浸水が予測される市内全5町ごとに各7回、計35回実施した住民参加型の「津波避難対策ワークショップ」により意見集約を行った結果、市内全域で21基の整備を計画しているものである。

また、前述の「津波避難対策ワークショップ」で検討した結果を基に、平成25年3月には、従来の津波避難計画の見直しを行うとともに、「香南市津波避難計画」を策定し、同市吉川町全域を避難対象区域として指定している。

現在、当該区域の災害発生時の指定避難場所は、清水八反集会所であるが、津波避難施設ではなく、当該区域

に指定津波避難場所は存在していない状況である。

津波発生時に避難場所としての機能を有する高さの既存施設は、吉川総合センター、よしかわ駅プラットホーム及び古川山であるが、「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」から、本件事業の起業地における30センチメートルの津波到達時間28分の想定を基に、「高知県津波避難計画策定指針」に示す地震動継続時間と避難準備時間との合計5分を控除した23分を避難可能時間と推計し、利用可能な既存施設への避難行動を検証したところ、よしかわ駅プラットホーム及び古川山については、直線距離で1,200メートル以上離れており、一般的な単独歩行速度（0.7メートル/秒とする。）で28分以上の避難時間を要し、吉川総合センターについては、当該地区からの避難最長距離が約1,000メートルとなることから、避難時間は、約24分を要し、避難可能時間内に当該区域全員の避難完了ができない恐れがある。

以上の結果により、既存施設への避難は極めて危険な行動と判断されるため、当該区域への早急な津波避難場所の整備が必要となっている。

本件事業に係る避難対象範囲は、避難可能時間23分以内に津波避難タワーの避難スペース（屋上）まで昇ることが可能な清水（西）地区及び八反（東）地区の全域並びに浜口上地区の一部の行政区人口188人に、区域内の事業所従業員等13人を加えた201人を想定しており、当該地区の住民及び従業員の生命を守る重要な施設の整備となっている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

香南市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、香南市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益

は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、4箇所の候補地を挙げて比較検討している。避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、津波避難タワー、進入路、避難路及び維持管理用地として必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、清水（西）地区及び八反（東）地区の周辺には、適切な津波避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

香南市役所

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年6月12日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年6月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年6月12日	特定非営利活動法人土佐観光ガイドボランティア協会	今西 眞知子	高知市上町二丁目6番33号 高知市立龍馬の生まれたまち記念館内	本法人は、ボランティア精神に基づき、会員相互の協力、関係機関及び団体との連携を図りながら、観光客ならびに高知県民を対象として、観光ガイド及びこれに関連する事業を行い、もって高知県の観光振興と公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野市町本村土地改良区の定款の変更を平成26年6月12日に認可した。

平成26年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定による砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成26年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時及び場所
平成26年11月14日（金）午前10時から2時間
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎地階会議室
- 試験の方法及び科目
次の科目について筆記試験を行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験資格
資格は、問わない。
- 提出書類
(1) 受験願書1通
(2) 履歴書1通
(3) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 受験手数料
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 受験願書の受付期間及び提出先
(1) 受付期間
平成26年10月14日（火）から同月31日（金）までの県の執務時間内（郵送による場合は、平成26年10月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
(2) 提出先
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課
- 合格者の発表
(1) 平成26年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。
(2) 合格者本人には、合格証を送付する。
- 受験願書の請求
高知県土木部用地対策課に請求すること。
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、宛先を明記して82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- その他
詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成26年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画事業の種類及び名称

- 高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線及び3・3・33号介良領石線）
- 施行者の名称
高知県
- 事務所の所在地
南国市大埔甲1592 高知県中央東土木事務所
- 事業地の所在
(1) 収用の部分
高知市大津字立場、字産田及び字穂咲田並びに南国市小籠字村田、字井ノ上、字杉添、字神内、字茂祐、字忠兵衛及び字福留並びに篠原字西野寄、字宮ノ林、字若宮ノ前、字土居、字神母ノ前、字若宮ノ東、字又四郎、字久留守ノ北、字荒神前、字東野、字幸佐及び字南大窪地内
(2) 使用の部分
高知市大津字立場及び字産田地内

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年6月24日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 起業者の名称
高知県
- 事業の種類
高知広域都市計画道路事業3・5・13号介良通り線
- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市介良地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
ヤホウシ	乙2371番2	宅地	宅地	5.62㎡	5.63㎡	5.63㎡
			公衆用道路		0.56㎡	0.56㎡
	乙2371番4	宅地	宅地	39.66㎡	23.64㎡	14.58㎡

乙2374番2	宅地	宅地	50.74㎡	67.49㎡	6.00㎡
乙2375番1	宅地	宅地	133.92㎡	162.30㎡	48.69㎡
		公衆用道路		2.67㎡	2.67㎡
乙2375番2	宅地	宅地	35.00㎡	75.92㎡	26.22㎡

取用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名
高知市布師田2182番地 森澤 満里子
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年6月18日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第17号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成26年6月24日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

- イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
- (3) 実施期日
ア 新規取得講習
平成26年9月2日(火)から同月10日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
イ 追加取得講習
平成26年9月8日(月)から同月10日までの3日間
- (4) 実施場所
高知市朝倉戊375番地1
高知県立ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に

- 係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - (1) 受講希望の事前申込方法
ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。
イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。
ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
 - (2) 事前申込みの受付期間
ア 平成26年8月4日(月)及び5日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。
イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
 - (3) 受講予定者の確定方法
ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成26年8月6日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。
- 5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
 - (1) 受講申込書等の提出期間
平成26年8月11日(月)から同月13日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
 - (3) 提出書類
ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けた

<p>もの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p>	
---	--